

平成二十六年二月七日受領
答弁第一四号

内閣衆質一八六第一四号

平成二十六年二月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火事件に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火事件に関する質問に対する
答弁書

一について

平成二十五年六月二十日夜（現地時間）に在コンゴ民主共和国日本国大使館事務所で発生した火災（以下「本件火災」という。）に関する調査は現在も継続しているが、外務省としては、当該調査に加え、本件火災に係る警視庁の捜査も踏まえ、本件火災に関し現住建造物等放火罪で起訴された被告人（以下「本件被告人」という。）については、業務上預かり保管中の同大使館の公金を横領した疑いがあると判断するに至り、平成二十六年一月二十二日、本件被告人を同庁に対し告訴したところである。

二について

警視庁において、平成二十六年一月二十三日、本件被告人を業務上横領罪で逮捕したものと承知している。

三について

先の答弁書（平成二十五年十二月十日内閣衆質一八五第一〇九号）三及び四についてでお答えしたとお

りである。

四について

先の答弁書（平成二十五年十月二十五日内閣衆質一八五第一号）五についてでお答えしたとおりである。